三　浦　義　光　議員

耕作放棄地対策に農地バンク制度の導入を

問

(1) 耕作放棄地について聞く。清須市で、耕作されていない田畑の貸し借りを促す農地バンク制度の新聞記事が掲載された。市の耕作放棄地の状況はどうか。

(2) 市で農地バンク制度に取り組むつもりはあるか。

利用権設定を促進したい

答 農政課長

(1) 適切に管理されていない農地は、23年度34件、約5.5haについて草刈り等を指導、通知している。

(2) 今のところ考えていないが、不耕作地はJAと連携を取り、(農地の貸し借りを行う) 利用権設定を促進していきたい。

人・農地プランにどう取り組むか

問

市は、人・農地プラン【 】にどう取り組む考えか。

国の農業振興策で、地域ごとに農地集積等の課題を話し合い、それを基に市が計画を策定する。

策定後は、所定の要件を満たせば新規就農者への給付金や、農地提供者への農地集積協力金、認定農業者には設備融資の支援など、国の助成が受けられる。

9月末をめどに策定したい

答 農政課長

プランは、集落の意見をもとに市が策定する。

今後の予定は、7月に説明会および農業者へ意向調査を行い、これを基に原案を作成し、検討会の審議の上、9月末をめどに策定したい。

集落営農のメリットは何か

問

農家はさまざまな考えがあり、経営形態も違う。所得補償をもらうだけでは(集落営農に)納得してもらえない。

集落営農に対するほかのメリットはあるか。

法人化でさらにメリットが増す

答 農政課長

現在、市では鮫ケ地と下之割地区が集落営農に取り組んでいる。戸別所得補償制度で10a控除の特例が受けられ、農家1戸当たりの所得が増大する。

さらに法人化すると各種補助金の受給や、税制上のメリットもある。農地の権利を取得できるので、安定的な農地利用が可能となる。

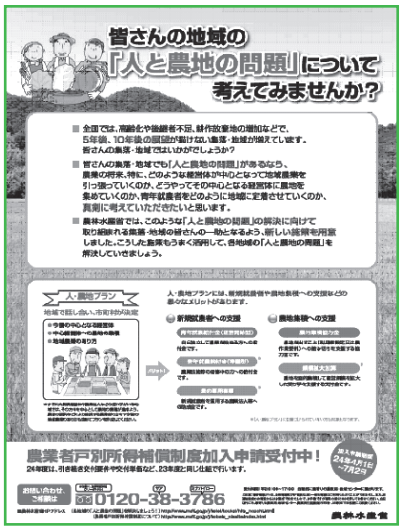

▶人・農地プランを周知するポスター